

市第66号議案

横浜市市民ギャラリー条例の一部改正

横浜市市民ギャラリー条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年12月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市市民ギャラリー条例の一部を改正する条例

横浜市市民ギャラリー条例（平成 5 年 6 月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「横浜市中区」を「横浜市西区」に改める。

第10条第 1 項中「利用者」という。）の次に「又は駐車場を利用する者」を加え、同条第 3 項中「利用料金」の次に「（駐車場に係るものを除く。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

4 駐車場に係る利用料金は、駐車場から自動車を出場するときに納付しなければならない。

別表第 2 中

円	円	
7,500	15,000	を
4,500	9,000	

円	円	
5,500	11,000	に、
11,500	23,000	

3 階 展 示 室	同	10,500	21,000
-----------	---	--------	--------

を

3 階 展 示 室	同	11,500	23,000
地 下 展 示 室	同	5,000	10,000
アトリエ	平 日	同	20,000
	日曜日、土曜日及び休日	同	23,500
駐 車 場	1 台、30 分につき		100
附 帯 設 備	1 式又は 1 台、1 日につき		2,000

に、

1 階 展 示 室	同
-----------	---

を

1 階 展 示 室	1 日につき
-----------	--------

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

横浜市民ギャラリーを移転するとともに、同ギャラリーに駐車場等を設置し、同駐車場等について利用料金制を導入する等のため、横浜市市民ギャラリー条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市市民ギャラリー条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

（名称及び位置）

第 2 条 ギャラリーの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
横浜市民ギャラリー	横浜市西区 横浜市中区
（省 略）	

（利用料金）

第 10 条 第 8 条第 1 項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）又は駐車場を利用する者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

（第 2 項省略）

3 利用料金（駐車場に係るものを除く。）は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

4 駐車場に係る利用料金は、駐車場から自動車を出場するときに納付しなければならない。

別表第 2（第 10 条第 2 項）

種 別	単 位	利 用 料 金	
		利用者が入場料等を徴収しない場合	利用者が入場料等を徴収する場合

横浜市民 ギャラリー	1 階 展 示 室	1 日につき	円 <u>5,500</u> 7,500	円 <u>11,000</u> 15,000	
	2 階 展 示 室	同	<u>11,500</u> 4,500	<u>23,000</u> 9,000	
	3 階 展 示 室	同	<u>11,500</u> 10,500	<u>23,000</u> 21,000	
	地 下 展 示 室	同	<u>5,000</u>	<u>10,000</u>	
	アトリエ	平 日	同	<u>20,000</u>	
		日曜日、土曜 日及び休日	同	<u>23,500</u>	
	駐 車 場	1 台、30分 につき	<u>100</u>		
附 帯 設 備	1 式又は1 台、1日に つき	<u>2,000</u>			
横浜市民 ギャラリー あざみ野	1 階 展 示 室	<u>1日につき</u> 同	(省 略)		
(省 略)					

(備考省略)